

## 保険金請求訴訟における証明責任についての一考察

村上 正子

### I はじめに 問題の所在

保険金請求者が保険会社に対して保険金の支払を求める訴訟においては、訴訟に先立って既に保険会社が保険金の支払いを拒絶していることもあり、保険事故が偶然に起こったものではない、換言すれば被保険者等の故意によって起こされたものであるかどうかが主要な争点となることが多いとされている<sup>1</sup>。従来、事故の偶然性の主張立証責任の所在については、それを保険金請求者の側に負担させるべきであるとする請求原因説と、保険会社側に負担させるべきであるとする抗弁説が対立していた。そもそも現行の保険法が施行される前の商法における保険契約の規定は、損害保険契約と生命保険契約とにわけて規定されていた。損害保険契約においては「偶然なる一定の事故」が保険事故として規定され（改正前商法629条）、この場合の偶然性とは、契約成立時における保険事故の不確定性、すなわち契約成立時において、保険事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、しかもそのいずれともいまだ確定していないことを意味すると解されていた<sup>2</sup>。そして生命保険契約における保険事故の規定には、偶然という言葉はないものの（同673条）、保険制度の性質上の当然の要請として、契約成立時における保険事故の不確定性という意味での偶然性が必要であると解されていた。その一方で、保険契約者又は被保険者の故意若しくは重過失は免責事由として規定されている（損害保険契約について同641条、生命保険契約については同680条）。これらの規定から、商法上の保険契約では、保険会社側が、事故の非偶然性、すなわち被保険者の意思に基づいて保険事故が招致されたこと等を主張立証すると解するのが、商法の規定に即した考え方となる。他方で、保険契約の約款において用いられる保険金支払事由としての「偶然

---

1 大阪民事実務研究会編著『保険金請求訴訟の研究（判タ1161号）』（判例タイムズ社、2004）は、保険金の不正請求訴訟について、主張立証責任や事実認定の問題をはじめ訴訟運営のあり方を、裁判官の視点から検討したもので、大変参考となる。

2 山下友信『保険法』355頁以下（有斐閣、2005）等。

の事故」という文言は、保険事故発生時において当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味での偶然性を含むと解されている。このことから、事故の偶然性が請求原因事実となり、保険金請求者がこれを主張立証すべきなのか、それとも商法と同様の免責規定が約款にもあることを根拠に、保険者に主張立証責任ありとすべきなのかが問題とされてきたのである<sup>3</sup>。

本論文は、平成13年の最高裁判決を皮切りに様々な種類の保険契約における偶然性の証明責任に関して判断を示してきた一連の最高裁判例を分析し、保険金請求訴訟における証明責任の問題について、民事訴訟法学の観点、さらには保険金請求訴訟の適正な審理とはいかにあるべきか、という観点から検討を加えることを目的としている。

## Ⅱ 「偶然性」の主張立証責任に関する最高裁判例の整理

ここでは、保険契約の種類ごとに、最高裁が事故の偶然性の主張立証責任の分配をどのように考えてきたかを整理し、判決相互の関係（整合性）を含め、最高裁が示した判断枠組みを検討する。

### （1）傷害保険契約

一般に、傷害保険契約とは、当事者の一方が相手方または第三者の急激かつ偶然な外来の事故による身体の損傷に関して、一定の金額等を支払うべきことを約し、相手方がこれに対し報酬を支払うことを約することによって効力を生ずる契約とされている。損害保険と生命保険契約の中間形態とされているが、現行の保険法制定前の商法には規定がなく、もっぱら約款の規定によって規律されていた。したがって、冒頭に述べたとおり、約款の文言の解釈をめぐって、事故の偶発性の証明責任の所在が問題になっていたなかで、最高裁判所第二小法廷平成13年4月20日判決（民集55巻3号682頁）が、生命保険契約の災害割増特約に関して、傷害保険契約に

3 判例・通説によれば、商行為法に属する保険法は原則として任意規定であると解されている。山下・前掲書（注2）89頁、大判大正5年11月21日民録22輯2105頁。よって、商法の事故の非偶然性に関する規定も任意規定であり、約款等によって保険者の有利に変更できることになる。ただし、保険事故の概念に、意思に基づかないという意味の偶然性を取り込んで規定すると同時に、故意による事故招致を免責事由と規定していることで、約款は矛盾をはらんだ内容となっていることになる。豊浦伸隆「保険金請求事件における故意等の立証責任に関する最高裁判例の系譜」判タ1248号62頁（2007）、63頁参照。

における偶発性の主張・立証責任は保険金請求者にある旨を初めて判示したのである。この事案においては、本件保険契約に適用される保険約款によれば、災害割増特約に基づく災害死亡保険金の支払事由は、被保険者が保険期間中に不慮の事故を直接の原因として死亡したときであるとされ、また、被保険者の故意または重大な過失により上記災害割増特約における災害死亡保険金の支払事由に該当したときは、災害死亡保険金を支払わない場合にあたるとされていた。

最高裁は以下のように判示した。

「本件約款に基づき、保険者に対して災害割増特約における災害死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。けだし、本件約款中の災害割増特約に基づく災害死亡保険金の支払事由は、不慮の事故とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件約款のうち、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したときは災害死亡保険金を支払わない旨の定めは、災害死亡保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものととどまり、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである」。

本判決は、生命保険の災害割増特約（これは傷害保険に分類される）について、保険者に対して災害割増特約における災害死亡保険金の支払を請求するものは、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張立証すべき責任を負うとした。その理由としては、①本件各約款中の保険金の支払事由が、不慮の事故とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであること、②このように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある（モラルリスクの防止の必要性）、ことをあげている。そして約款中の免責事由の規定は、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものととどまり、保険者に被保険者の故意により保険金の支払事

由に該当したことの主張立証責任を負わせたものではないとした<sup>4</sup>。

なお、本件と同事案で、普通傷害保険契約に基づいて保険者に対して死亡保険金の支払を請求した事案（約款には、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して約款にしたがい保険金（死亡保険金を含む）を支払うこと、および被保険者の故意、自殺行為によって生じた傷害に対しては保険金を支払わないことがそれぞれ定められていた）に関しても、最高裁は同様の理由から、発生した事故が偶然な事故であることについては保険金請求者が主張、立証すべき責任を負うものとした（最判平成13年4月20日裁時1290号2頁、判タ1061号68頁）。

この平成13年の2つの判決により、約款上、保険事故に偶然性が取り込まれた定額保険である傷害保険については、保険金請求者が事故の偶然性、すなわち当該事故が被保険者等の意思に基づかないことを主張立証すべきであるとする判例法理が確立したとされる<sup>5</sup>。ただこのように保険金請求者に証明責任を課した場合、故意でないという消極的事実の立証が不可能に近いことに鑑みると、請求者側の立証負担を軽減する必要があることはかねてから指摘されていたところであり、いわゆる一応の証明をもって偶然性の証明をなすことを許容する考え方も有力であった<sup>6</sup>。この点につき、本判決をして、偶然性の立証の程度について、一応の証明まで否定する趣旨ではないとする見方もあるが<sup>7</sup>、これに対しては、本判決が、保険者の故意免責条項を確認的注意的規定として性格づけている以上、保険金請求の可否は保険金請求者の偶然性の立証いかんが決定的であって、そこに一応の証明をいれる余地はないとの見解もある。すなわち、保険金請求者が偶然性を外形的に一応証明すれば、次は、保険者が故意免責の立証責任を負うというのであれば、保険金請求者側の立証責任は緩和されることになるが、それは故意免責条項に重要な意味を持たせる解釈であり、本判決によれば、故意免責はあくまで確認的注意的規定という位

---

4 ちなみに原審判決（東高判平成10年1月26日民集55巻3号722頁）は、立証の難易の観点から見ても、通常保険者自身の活動外の出来事である被保険者の故意を保険者に立証させるよりも、通常被保険者と密接な人的関係にある保険金受取人に自殺でないことを立証させる方が妥当であるとも述べていた。

5 志田原信三・平成13年最判解説民事（上）470頁。

6 大森忠夫『保険契約法の研究』120頁注（3）（有斐閣、1969）、松本博之「保険金請求訴訟における証明責任と具体的事実陳述義務」倉沢康一郎・奥島孝康編『昭和商法学史・岩崎稜先生追悼論文集』669頁（日本評論社、1996）、673頁以下。

7 甘利公人【本件判批】判評518号（判時1773号）35頁（2002）、40頁。

置づけであるから、このようには解せないのであり、結果、本判決は保険金請求者に対してかなり厳しい判断をしていると批判する<sup>8</sup>。本判決は、保険者が支払いを拒否するのは、保険金不正請求が疑われる事例のみであるという現状認識に基づいているとも考えられるが、それをもって一般的な解釈論とすることには大きな問題があり、保険者がつねに、偶然性の立証を保険金請求者に当然に求めることを可能にする道を開きかねない。本判決の射程を広く解すると、他の種類の保険契約においても、本判決の亀山裁判官の補足意見で示唆されているように、証明責任の所在を明確にするような約款規定にしさえすれば、保険金請求者がその事故の偶然性を立証しなければ保険金請求ができないということになりかねない。元来は保険者の免責条項であるものを、保険事故概念に取り込んで、保険金請求者側の立証負担に転換することは、保険者の合理的利益を保護するのに一定の効果を発揮するとはいえ、それによって保険金請求者側の不利益が大きくなりすぎては、問題ではないかとの見解もあった<sup>9</sup>。

## （２）火災保険契約

平成13年判決以降、傷害保険契約以外の分野でも、偶然性の立証責任を請求者側に負担させる傾向が下級審判例でみられるようになっていた中で出されたのが、火災保険についての最高裁第二小法廷平成16年12月13日判決（民集58巻9号2419頁）である。本件は、火災保険契約（本件では、保険金を支払う場合として、火災によって保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払う旨が規定され、また、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨が規定されていた）に基づき火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることについて、主張立証責任を負わない旨を判示した最高裁判決である。

「商法は、火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず保険者がてん補する責任を負い、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失によって生じた損害は保険者がてん補責任を負わない旨を定めており（商法665条、641条）、火

8 竹濱修〔本件判批〕リマークス25号106頁（2002）、109頁。

9 同・109頁。また、亀山裁判官が指摘するように、保険者が解釈上の疑義がない約款を作成すると、保険金受取人側の立証責任の負担が過酷になり、契約者保護の観点からは問題があるとするのは、甘利公人・前掲判批（注7）40頁。

災発生の偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とするとともに、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由としたものと解される。火災保険契約は、火災によって被保険者の被る損害が甚大なものとなり、時に生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損害がてん補される必要があることから締結されるものである。さらに、一般に、火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災の原因を証明することは困難でもある。商法は、これらの点にかんがみて、保険金の請求者（被保険者）が火災の発生によって損害を被ったことさえ立証すれば、火災発生が偶然のものであることを立証しなくても、保険金の支払を受けられることとする趣旨のものと解される。このような法の趣旨及び…本件約款の規定に照らせば、本件約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、同損害が保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失によるものであることを免責事由としたものと解するのが相当である。

したがって、本件約款に基づき保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わないものと解すべきである。」

本判決は、火災保険金の支払を請求するものは、火災発生が偶然のものであること（被保険者等の意思に基づかないこと）を主張立証すべき責任を負わないとし、平成13年判決以降事故の偶然性の立証責任を安易に保険金請求者に負わせていた下級審判例や保険会社側の立証活動に対して歯止めをかけることになった。本判決がその根拠としたのは、①改正前商法665条および641条では、火災発生の偶然性が火災保険金請求権の成立要件とはなっていない一方で、被保険者の故意または重過失が免責事由となっていること、②火災保険契約では速やかな損害てん補の要請があること、③被保険者が火災の原因を証明することは困難であること、④約款には「偶然な」事故という言葉がないことである。しかし、②や③の根拠は、いずれも火災保険特有のものではなく、他の保険契約についても多かれ少なかれあてはまるともいえるから<sup>10</sup>、結局、本件の判断を決定づけたのは、商法の規定と約款の文言ということになる<sup>11</sup>。ただし、平成13年の傷害保険契約の場合は商法に直接の規

10 笹本幸祐 [本件判批] リマークス32号100頁（2006）、102頁以下。

11 滝澤孝臣 [本件判批] 金判1211号171頁（2005）。



定がなかったのに対して、火災保険契約の場合には上述の規定があることから、商法の規定の文言およびその趣旨に沿って、その形式的な理論構成のみを根拠として判断したという点に、本判決の意義があると思われる<sup>12</sup>。

### （３）車両保険契約

これまでの判例によって、約款の支払条項に「偶然な事故」という文言がある場合には、保険事故発生時において当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味の偶然性を含むとの趣旨を明らかにしたものであるから、保険金請求者が上記偶然性の主張立証責任を負うが、約款にこのような文言がない場合には、保険者が抗弁として被保険者の故意を主張立証責任を負うとする判断枠組みがたてられる<sup>13</sup>。そのような中で、今度は車両保険について最高裁第一小法廷平成18年6月1日判決（民集60巻5号1887頁）がだされた。本件は、自家用自動車総合保険契約（本件の事案（車両水没事故）においては、約款に「偶然な事故」が具体的に列挙され、そのいずれかによって自動車に生じた損害に対して保険金を支払う旨が規定されていた）に基づき車両保険金を請求する者は、事故の発生が偶発的なものであることについての主張・立証責任を負わない旨を判示した最高裁判決である。

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同法641条は、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者はこれをてん補する責任を有しない旨規定しているが、これは、保

12 そもそも約款における保険事故の定義に偶然という文言が盛り込まれていることのみを根拠に立証責任を転換させることには批判もある。山下友信「オール・リスク損害保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」川井健＝田尾桃二編『転換期の取引法』551頁（商事法務、2004）。山野嘉明「火災保険における保険事故の偶然性とその主張立証責任」判タ1170号110頁（2005）、117頁以下は、本判決が、モラルリスクの排除という現実的な要請を背景として、傷害保険に関する平成13年最判の射程を安易に拡大してきた下級審判例の傾向に歯止めをかけたとする。また、岡田豊基「火災保険における保険事故の立証責任」神戸学院法学37巻3・4号223頁以下（2008）も参照。

13 豊浦・前掲論文（注3）66頁以下を参照。

險事故の偶然性について規定したものではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件条項は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故』を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものであるべきである。本件条項にいう『偶然な事故』を、商法の上記規定にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。原審が判示するように火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない。

したがって、車両の水没が保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである。」

本判決は、約款の支払条項の中に、「偶然な事故」という文言があるにもかかわらず、その意味は、改正前商法629条の定める「契約成立時の不確定性」を例示的に記載したものであり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないことを意味するものではないとした。本判決の意義は、改正前商法629条の偶然性の意味を、学説における通説の解釈に則って理解することを明らかにし、さらに車両保険契約約款にいう「偶然な事故」の意味を当該商法の規定に即して理解することを明らかにした点にある。これまでの判例は、商法の規定がある保険契約の場合にはそれを前提に約款条項を解釈するという立場をとっていることから、改正前商法629条が損害保険全体についての総則規定であることを考えると、本判決の射程が損害保険一般に及ぶと解されることから、本判決の持つ意味は大きいとされている<sup>14</sup>。これにより、約款に「偶然」という文言があるか否かで立証責任の所在を判断するという判断枠組みは修正を迫られることになった<sup>15</sup>。なお、本判決の直後に、最高裁は同じ車両保険金の支払が求められた事案（契約車両の車体に対する落書き事故）において、本判決

14 大澤康孝 [本件判批] 判評581号（判時1965号）34頁（2007）、37頁。

15 豊浦・前掲論文（注3）68頁。



と同様の判断をし、平成13年判決は傷害保険についてのもので事案が異なるとした（最判平成18年6月6日裁時1413号5頁、判タ1218号187頁）。これにより、平成13年の最高裁判決の射程は傷害保険に限られることが明らかにされたといえよう<sup>16</sup>。

#### （４）テナント総合保険

（３）の車両保険は、損害保険契約の中でも、具体的な事故を列挙したうえで「その他偶然の事故」という包括的な事故類型を保険事故とする約款に基づいていたが、このように具体的な事故を列挙することなく、「すべての偶然な事故」を保険事故とする保険契約に基づく保険金請求について判断したのが、最高裁第一小法廷平成18年9月14日判決（裁時1420号4頁）である。この事案において、本件保険契約に適用されるテナント総合保険普通保険約款には、「すべての偶然な事故」によって生じた損害に対して保険金を支払うこと及び保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人、保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関の故意又は重大な過失によって生じた損害に対しては保険金を支払わないことがそれぞれ定められていた。最高裁は以下のように判示した。

「商法629条が損害保険契約の保険事故として規定する『偶然ナル一定ノ事故』とは、保険契約成立時において発生するかどうか不確定な事故をいうものと解される。また、同法641条が、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害について保険者はてん補責任を負わない旨規定しているのは、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件約款は、保険事故として『すべての偶然な事故』と定める一方、保険契約者等の故意又は重大な過失によって生じた損害に対しては保険金を支払わないこととしているが、これらの定めを商法の上記各条文に照らしてみれば、本件約款は、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するのが相当であり、本件約款にいう『偶然な事故』を、商法629条にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において保険契約者

16 栗田和彦〔本件判批〕リマークス35号100頁（2007）、103頁。

等の意思に基づかない事故であること（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない（最高裁平成17年（受）第1206号同18年6月1日第一小法廷判決・裁判所時報1413号4頁参照）。

したがって、本件約款を契約内容とする本件保険契約に基づき火災による什器備品等の焼失及び休業が保険事故に該当するとして保険金を請求する者は、事故の発生が保険契約者等の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わず、保険契約者等の故意又は重過失によって保険事故が発生したことは、保険者において、免責事由として主張、立証する責任を負うと解すべきである。」

本判決は、約款における「すべての偶然な事故」という文言は、商法の規定に照らしてみれば、保険契約成立時に発生するかどうかが不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するのが相当であるとし、保険契約者等の意思に基づかない事故であることを意味するものではないから、保険契約者等の故意又は重過失の立証責任は保険者にあるとした。これにより、上述の平成16年及び平成18年の2つの判決とあいまって、約款の規定にかかわらず、損害保険一般について、事故の発生原因が被保険者等の意思に基づくことの立証責任を保険会社側に負わせることが明らかにされたといえる<sup>17</sup>。

#### （5）車両盗難事故を保険事故とする車両保険契約

（2）から（4）の一連の最高裁判決によって、損害保険分野において、偶然性の要件についての立証責任を保険金請求者と保険者といずれに負担させるかについては、判例理論が確立したとあってよいであろう。次に問題とされるのは、それでは保険金請求者は請求原因事実として具体的に何を主張立証するべきかである。この問題は、特に車両保険契約の中でも車両盗難事故を保険事故とする事案において問題となる。この場合、保険金請求者は盗難事故の発生を請求原因事実の一つとして主張立証する必要があるが、盗難が「自己の意思に反して財物の占有を喪失すること」を意味するとすれば、車両保険について従来の最高裁判例が示してきた、事

---

17 滝澤孝臣〔判例研究〕金判1275号2頁（2007）、8頁以下では、保険約款に規定された保険事故の解釈問題として、事故の偶発性について保険金請求者に主張立証責任があると解した方がなお妥当な場合もあり、本判決をもって事故の偶発性についての主張立証責任の帰属をめぐる問題のすべてが解決されたとみるのは早計であるとされる。

故が被保険者等の意思によるか否かの事実を保険者側が立証しなければならないとしてきた判例理論と抵触するおそれが生じるからである。言い換えれば、保険約款上の「偶然」の文言の解釈をめぐる争われ、一応決着がついたとされる立証責任の問題が、盗難事故の発生の定義をめぐる再び浮上してくるのである。この問題について判断したのが、最高裁第三小法廷平成19年4月17日判決（民集61巻3号1026頁）である。本件は、「衝突、接触点その他偶然な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故とする自動保険約款（保険契約者、被保険者の故意により生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨の定めあり）に基づき、保険会社に対して車両保険金の支払を請求する者は、盗難事故が被保険者の意思に基づかないものであることを主張立証すべき責任を負わない、と判示した最高裁判決である。

最高裁は、まず一般論として、上述の平成18年の2つの判決を引用したうえで、以下のように判示した。

「本件条項1では『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているが、『被保険自動車の盗難』についても他の保険事故と同じく本件条項2が適用されるのであるから、『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているのは、本件約款が保険事故として『被保険自動車の盗難』を含むものであることを保険契約者や被保険者に対して明確にするためのものと解すべきであり、少なくとも保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできない。「そして、一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することができるが、上記のとおり、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、本件条項2により保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項1に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、『被保険者以外のものが被保険者の占有にかかる被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わないというべきである。」

本判決には2つの意義がある。第1に、車両保険については、盗難事案を他の衝突・接触（水没事故や落書き事故も含む）等の事故事案とは区別して、前掲（3）

の車両保険に関する最高裁判例があるにもかかわらず、事故発生が被保険者の意思に基づかないことについて保険金請求者が立証責任を負うべきであるとする考え方が示されていた<sup>18</sup>が、本判決はこの考え方を採用しないことを明示したことである。第2に、車両保険の盗難事案において、保険金請求者の請求原因事実を明らかにしたことである。すなわち、盗難事故の発生のうち、「自己の意思に反して」という主観的要素については保険者において免責事由として主張立証すべきであるが、「占有の喪失」という客観的要素については保険金請求者が主張立証すべきであり、占有の喪失、すなわち第三者が車両をその所在場所から持ち去ったという外形的な事実を主張立証すれば足りるとしたことである。盗難事故事案において保険金請求者が立証すべき事実は何かについては、本判決が示した考え方以外に考えられる説として、車両保険がオール・リスク保険であることを重視して、保険金請求者はそもそも保険事故の発生を立証する必要はなく、損害さえ立証すれば足りるとする説<sup>19</sup>や、約款の文理解釈から、事故が要件事実となっている以上は、保険金請求者は当該事実を他の類似の事実から識別できるように特定し、かつ具体性をもって示さなければならないのであり、保険事故が盗難である場合は、盗難の定義からの理論的帰結として、自己の意思によらずに契約車両の占有を喪失したことを立証しなければならないとする説<sup>20</sup>が示されていた。車両盗難事案は損害保険の中でも特に不正請求が多いとされる事案とされているため、平成13年判決が重視したモラルリスクの防止という観点からは、保険金請求者側にも一定の立証負担を課すことは少なからず意味のあることであり、その点でも本判決は重要な意義を有するといえる<sup>21</sup>。これによれば、請求者が盗難の事実を主張しているが、保険者の提出する

---

18 大阪民事実務研究会編著・前掲書（注1）10頁。ただし、このように同一の約款の支払条項において、事故類型によって証明責任の所在が異なるとするのは技巧的であり、事柄を複雑にするので相当ではないとの指摘もある。同10頁参照。

19 山下・前掲論文（注12）540頁以下。

20 司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実（1）』26頁（法曹会、1986）、奥田隆文＝西岡繁晴「判例評論」法の支配平成19年1月号50頁。この考え方によれば、盗難の定義が基準となるため、衝突や接触等の事故事案とは被保険者の意思に基づくか否かの証明責任の所在が異なることになる。

21 損害さえ立証すればよいということになると、そもそも保険事故が発生したかさえ不明となり、本来請求原因であるはずの保険事故の発生を適示できないことになるし、保険金請求者も何らかの形で事故の発生を立証すべきである。また、車両保険はオール・リスク保険であり、保険約款の支払条項が示す事故類型は例示に過ぎず、類型ごとに特有の意味があるわけではないことに鑑みると、本判決が示した占有喪失の外形的事実を立証すべきという考え方が妥当であろう。豊浦・前掲論文（注3）80頁以下参照。

証拠により盗難の発生があまりにも疑わしくなり、盗難の発生を外形上も推認することができないような状況になれば、請求は棄却される。これに対して、請求者の証明により被保険者の関与の疑いはあるものの外形上は盗難があると推認することができるのであれば、例えば当該盗難は被保険者による偽装である等の事実は免責事由として、保険者が証明しなければならず、その証明に成功しなければ請求は認容されることになる<sup>22</sup>。

以上本判決により、保険金請求者が何を主張立証すべきかは明らかになったものの、実際はその「外形的な事実」それ自体の証明が困難であることが少なくない。本判決の事案では、第三者が契約車両を駐車場から持ち去る状況が防犯ビデオにより撮影されていたことから、外形的事実の存在が明らかな事案であったが、常にこのような決定的な証拠があるとは限らない（だからこそ、このように保険金請求者に外形的事実の主張・立証責任を課すことがモラルリスク防止に一役買うといえるのであろう）。そうすると、外形的な事実として具体的にどのような事実を主張立証すればよいのか、またそれをどの程度立証しなければならないのかという証明度の問題が依然として残ることになる。この問題について判示したのが、最高裁第一小法廷平成19年4月23日判決（裁時1434号7頁、判タ1242号100頁）である。本件は「衝突、接触…その他偶然な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故として規定している一般自動車総合保険約款に基づき、車両の盗難を保険事故として保険金請求をする者は、どのような事実を主張立証する必要があるのかを判示した最高裁判決である。

その理由は大部分において前記平成19年4月17日判決と同じであり、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者又は被保険者の意思に基づいて発生したことは、保険者が免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではないが、上記主張立証責任の分配によっても、上記保険金請求者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という盗難の外形的な事実を主張、立証する責任を免れるものではないとした。そして、その外形的な事実については、「被

---

22 山下・前掲論文（注12）545頁。

保険者の占有に係る被保険自動車は保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実から構成されるものというべきであるとした。そして、証明の程度については、原審のいう「矛盾のない状況」を立証するだけでは、盗難の外形的事実を合理的な疑いを越える程度にまで立証したことにならないから、矛盾のない状況が立証されているとして盗難の事実を推定した原審の判断は、主張立証責任の分配に実質的に反するものであるとした。

本判決は、盗難の定義を分析することによってきめ細かく立証の負担を振り分けて、いわば公平な紛争の解決を図ったといえよう。従来は、偶然性＝被保険者の故意の有無の証明責任を、保険金請求者と保険者のいずれに配分するのが妥当かを中心に議論されてきて、それについては保険者に証明責任を負担させるとした一方で、盗難の外形的事実という証明の困難な事実について保険金請求者に証明責任を負担させることで、当事者間の公平を図ったとの評価も可能である。すなわち、本判決が盗難の外形的事実としてあげた2つの事実は、従来は、事故発生が「被保険者等の意思に基づかないものであること」の立証に係る事実（間接事実）と捉えられていたことから、これらの事実を切り出してその証明責任を保険金請求者側に負担させ、「合理的な疑いを越える程度」の証明度を要求するとしたことで、両当事者のバランスをとったのである<sup>23</sup>。さらに、本判決は盗難の事実を細かく分析し、盗難の有無に関する上記2つの事実を間接事実レベルではなく、主要事実レベルとして証明責任の対象とし、換言すれば「盗難」という事実を、過失や公序良俗などの規範的要件と同視することによって、事実認定を透明化・公正化することを可能にしたといえよう<sup>24</sup>。

他方で、盗難の外形的事実の立証は、目撃者等がない限りは不可能な証明になるおそれもあることから、例えば、被害車両の喪失前後の保管状況や保管者の言動等に疑問点があるなどの特段の事情がない限り、盗難届の提出等の事実をもって盗難事故にあったことを推認するなどの方法で、証明責任の負担を軽減するべきではないかとの見解もあった<sup>25</sup>。この点について本判決は、合理的な疑いを越える程

23 豊浦・前掲論文（注3）83頁。

24 座談会「保険金請求訴訟における証明責任論・要件事実論を中心とした検討」ほうむ54号6頁以下（損保ジャパン、2008）、特に13頁以下の議論も参照。

25 東京地判平成13年3月1日判タ1056号250頁、大阪地判平成17年6月29日判時1969号144頁他。山野嘉朗 [本件判批] 判評588号（判時1987号）38頁（2008）、45頁も同旨。



度の証明度を要求していることから、このような証明責任の負担の軽減を認めてはおらず、かなり厳格な立場をとっていると思われる。しかしこの立場に対しては、実際には保険金請求者に、偽装盗難ではないこと＝事故の偶発性の立証責任を課したのと大差ないのではないかとの批判もある<sup>26</sup>。

以上、一連の最高裁判決を個別の保険契約ごとに検討してきたが、次では最高裁の示した判断枠組を総括したうえで、民事訴訟法学の立場から若干の考察を加えてみたい。

### Ⅲ 検討

#### 1. 最高裁判決相互の整合性

現在の最高裁は、傷害保険については、保険金請求者が事故の偶然性について証明責任を負担するが、火災保険、車両保険、テナント総合保険などの損害保険については、保険者が事故の非偶然性について証明責任を負担するとしている。証明責任の分配の基準について現在の通説である法律要件分類説は、原則として実体法規に定める要件を基準としているが、傷害保険については平成13年当時、商法には規定がなかったため、保険契約約款を基準として、その支払条項の解釈をもとに証明責任の所在を判断し、他方で損害保険については、火災保険については改正前商法665条・641条を、車両保険やテナント総合保険については同629条・641条をそれぞれ根拠として、証明責任の所在を判断している。そして後者については、約款の条項も改正前商法の規定にあわせて解釈している。

確かに、傷害保険と損害保険を区別している最高裁判所の立場は、傷害保険について条文の規定がなかった当時であるならともかく、現行保険法のもとで、判決相互の整合性は説明できるのであろうか。すなわち、平成20年から施行されている保険法においては、新たに傷害保険契約の規定が設けられ、2条7号が障害疾病損害保険契約について、9号が障害疾病定額保険契約について規定している。前者は損害保険契約の一類型であり、原則として損害保険の規定が準用されるが、後者については、9条で、「保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう」と定義され、さらに80条で保険者の免責事由が規定されている。

26 山野・前掲（注25）45頁。

保険法見直しに関する中間試案において、これらの規定の趣旨については、以下のような説明がされていた。まず、保険者の免責事由として規定されている「故意」について、被保険者の故意によって保険事故が発生した場合に保険金を支払わないものとするための規律の定め方としては、被保険者の故意を保険者の免責事由として掲げる方法と、被保険者の故意によらないことを保険金の支払事由として位置づける方法とが考えられるが、これは先にあげた傷害・疾病保険契約の意義にも関連し、どちらの方法を採るかによって、被保険者の故意によることの証明責任を保険者が負うか、それとも故意によらないことの証明責任を保険金請求権者が負うかが変わってくることになる。この点に関し、障害保険契約については、「急激かつ偶然な外来の事故」によって障害が発生したことが障害保険契約における「障害」の本質的内容であるとして、これを保険金の支払事由として位置づける考え方もあるが、現行の障害保険契約の約款の中には、偶然の事故であることを保険金の支払い事由として明示していないものもあるし（損害保険会社の交通事故傷害保険契約、ファミリー交通傷害保険契約、生命保険会社の入院特約等）、「故意によらないこと」がすべての障害保険契約における「障害」の本質的内容であるといえるのかには疑問もある。以上の理由から、現行保険法は、傷害の定義に偶然性をおりこまず、傷害保険における偶然性の証明責任を保険者の抗弁としたのである<sup>27</sup>。

ただしこのような考え方は、平成13年判決が示した判断とは異なるため、両者の関係を考える必要がある。この点につき、免責事由を定めた規定が強行規定とはされていないため（保険法82条参照）、現行の傷害保険約款は、保険法の原則規律を変更するものと捉えられることになる。補足説明によれば、原則規律に反する約定が直ちに無効となるわけではないため、証明責任の所在については、個々の契約の約款の解釈に委ねられることになっている。この説明を前提とすれば、そもそも平成13年判決は現行の傷害保険約款の解釈を示したものであるから、約款が有効とされる限りで平成13年判決の判断枠組みは先例としての意義を失わないとの見方も可能である<sup>28</sup>。しかし、私見によれば、証明責任の分配を考える際に約款の条項

27 なお、保険事故が保険契約者側の生活圏で発生することが多いこと、個人情報保護等の制約があること等から、障害の原因を保険者が特定することは困難であるとして、この立場に反対する見解もあるが、逆に、保険金請求権者に故意によらないことの証明責任を負わせることは、過度の立証の負担を強いることになり不当ともいえる。萩本修編著『保険法立案関係資料—新法の概説・新旧対照表—』別冊商事法務321号154頁以下（商事法務、2008）参照。

を基準とすること、換言すれば約款に拘束力を持たせることは妥当ではない（その理由は後述する）。それではそれ以外に傷害保険のみを別に扱う必要性はどこに見出せるか。これについては、傷害保険の特有性、すなわち、傷害保険は人の身体に発生する異状のうちの一部を傷害として取り出して保険給付しようとするものであって、保険事故の定義づけが困難であるから、保険の担保範囲を適切に設定するために約款上の「偶然的事故」という文言に、「事故が被保険者の意思に基づかないこと」という意味を持たせることには一定の意義があると説明されることがある<sup>29</sup>。また、このように被保険利益ないし保険価額等を考慮する余地がない生涯保険においては、契約当事者の約定により保険金額を自由に設定できるから、モラルリスクが特に高い分野の保険であることも指摘されている<sup>30</sup>。確かに、このように各保険種目ごとの趣旨や目的から、個々の事件における証明責任の所在について検討し、最高裁判決の整合性を説明しようとする立場には一理ある。しかし後に述べるように、傷害保険についても明文の規定を設けている現行保険法の下では、約款の文言に必要以上の意味を持たせるべきではなく、またモラルリスクの防止の必要性も決定的な要素とはなり得ないと思われる。以下ではその理由を、特に平成13年判決の評価を中心に、民事訴訟法学の観点から敷衍していくこととする。

## 2. 約款と証明責任の分配

平成13年判決は、その形式的根拠として約款の保険金支払事由条項の解釈に、そして実質的根拠としてモラルリスクの防止に依拠して、証明責任の分配を判断した。このうち約款を基準とすることについては、以下の2つの点に問題があると思われる。すなわち、第1に、判旨はその後半で、約款の免責事由について、保険金

28 保険法の立法過程において平成13年判決が保険法制定との関係でどのように捉えられていたかについては、神谷高保「保険事故の偶発性の立証責任（2・完）」民商140巻2号162頁（2009）、176頁以下、山下友信＝米山高生編『保険法概説』444頁以下（有斐閣、2010）[藩阿憲]、土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望—法制審議会保険法部会・保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて—」損害保険研究69巻4号21頁（2008）、34頁以下参照。

29 豊浦・前掲論文（注3）70頁以下。これに対していわゆるオール・リスク保険は、保険事故の限定をせずに、すべてのリスクを担保することとして、保険契約者にとっての保険の効用を高め、サービスを向上させることを目的として生み出されたものであるから、約款上の文言を根拠に、事故の偶然性の立証責任を保険金請求者に課すのは、オール・リスク保険の趣旨に反して妥当ではないとする。

30 志田原・前掲（注5）470頁。

が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまるとしている。しかし、一方で同じく約款の規定である保険金支払事由を定めた条項を証明責任の根拠としておきながら、何ゆえ免責事由を定めた条項は確認的注意的な規定なのかの説明が不十分である。いずれの規定も確認的注意的なものであるとする方が自然ではないかとの疑問が残る<sup>31</sup>。第2に、そもそも証明責任の分配を判断する際に約款の条項に依拠することは妥当ではない<sup>32</sup>。すなわち約款に、民事訴訟における証明責任の分配を定める効力を認めるべきではなく、約款の文言をもって、民事訴訟となったときの証明責任の分配までも約款により合意されているとみることはできないと考える<sup>33</sup>。

実際に訴訟になった時に約款の効力が争われる問題としては、かつては管轄の問題があった。すなわち、平成8年の民訴法改正前は、約款や定型的な契約書式の中で、「本契約に関して生じた紛争については本社を管轄する東京地方裁判所を専属管轄とする」というような合意管轄条項が挿入されていることが通常であった。このような専属的合意管轄がある場合、これが消費者との間で有効なのか否か、消費者の住所地からはるかに離れた裁判所が合意されれば、その者の裁判を受ける権利を実質的に否定することにもなるため、公序良俗や信義則違反によってこのような合意を無効とする見解や、合意を有効としても、約款等の場合にはその意思解釈として、他の法定管轄を排斥しない付加的合意とする見解などが主張されていた。この問題は平成8年の民訴法改正によって立法的に解決され、管轄合意は専属的合意であっても法定の専属管轄とは区別し、民訴法17条による裁量移送（当事者間の衡

31 山下友信〔判批〕ジュリ1044号135頁（1994）も同旨。

32 民事訴訟はあくまで実体法を適用して紛争を解決しようとするものであるから、ある法律効果の発生要件や障害要件は何か、そしてそれをいずれの当事者に証明責任を分配すべきかという要件確定の問題は、実体法の解釈問題によって決せられるべきである。

33 山本到「保険事故における偶然性の立証責任」損害保険研究69巻4号49頁（2008）、63頁では、保険約款において保険金請求要件や免責条項など保険契約の主要部分について拘束力が認められるのは、パンフレットや募集時の口頭説明あるいは重要事項説明書等に記載された内容のレベルでの理解の範囲であり、これを前提とするならば、保険金請求発生要件に「偶然性」の要件が記載されていることをもって民事訴訟の主張、立証責任を負うことまでも合意の内容に入れることには無理があり、むしろ、訴訟となる前の段階における保険金請求権がどのようなものかというレベルでの理解であり、偶然に発生したとの認識が持てる程度で事故状況を説明することと理解するのが一般的であるとする。そして、保険者は保険契約者に保険内容を明確にするために約款を作成するのであり、同様の内容を表裏から示すことも必要な場合もあるとし、その意味で上記の平成13年判決が免責事由を定めた条項を確認的注意的な規定としたことにも意味があるとする。

平や訴訟の遅滞の回避を理由とする移送)が可能となったのである(民訴法20条参照)<sup>34</sup>。この問題からもわかるように、一方的に作成された約款の内容に、訴訟上の効果までを認めることには慎重になるべきである。確かにこの点につき、約款が事故の偶然性を事故の定義のなかに取り込み請求原因としていることを重視し、故意による事故招致を保険者の証明責任とする定めは強行規定ではないから、保険者の有利に変更することもできるとする見解もある。しかし、そもそも訴訟における証明責任の所在を当事者の合意によって決められるとすることには疑問がある。訴訟契約については、先に挙げた管轄の合意のほかにも、不控訴の合意(民訴法281条1項ただし書)や期日変更の合意(同93条3項ただし書)など、法で認められているものもあるが、それ以外にどこまで認められるかについては、任意訴訟の禁止と処分権主義や弁論主義など当事者意思の尊重とのバランスを考える必要がある。すなわち、訴訟の画一的、能率的、円滑な処理という要請から、当事者が個別に、あるいは自由に訴訟手続を改変したり進行について合意をすることは許されないとされている一方で、民事訴訟は本来は私的自治の妥当する領域である実体法上の権利義務・法律関係をめぐる紛争を対象としていることから、処分権主義や弁論主義に代表される、当事者意思が尊重されている。ただこの当事者意思を尊重することが、当事者間の力の差や予見可能性との関係で、当事者の利益を害するおそれがあることも否定できない。したがって、合意の効果が訴訟上どのようなものか、それにより受ける不利益の限度がどこまでかを、当事者が明確に予測できる場合に限って許されるとすべきである<sup>35</sup>。この点を保険契約についてしてみると、保険契約者は訴訟の際の証明責任がどうなるかを考えて約款に合意し、保険契約を締結しているわけではないのであり、保険契約者にとっては、約款とは、どのような事故が発生した場合に保険金が支払われるのかという、極めて実際的な内容を定めているものと考えるのが合理的であろう<sup>36</sup>。したがって、約款に合意をしたことをもって、訴訟の際の証明責任、すなわち事故の偶然性について自ら(あるいは保険金請求者)が証明責任を負っていること、そして偶然性を立証できなければ保険金支払請求が棄却されるという不利益を負うことを、保険契約者が了解していたとはいえないであろう。平成16年判決等時は、傷害保険について実体法規が存在していなかつ

34 新堂幸司『新民事訴訟法』112頁(弘文堂、2008)他。

35 上田徹一郎『民事訴訟法[第6版]』302頁以下(法学書院、2009)、兼子一/松浦=新堂=竹下他『条解民事訴訟法[第2版]』906頁(弘文堂、2011)。

36 山本・前掲論文(注33)64頁。

たため、証明責任の分配を判断する際には約款に依拠するしかなかったという事情があったとはいえ、現在では保険法に規定がある。平成16年以降の最高裁判決が、実体法規（当時は改正前商法）に規定のある損害保険契約の事案について、約款中の免責事由を定めた規定を改正前商法641条に照らして解釈し、故意等の免責事由については保険者が証明責任を負うと解釈していることに鑑みれば、今後は傷害保険についても実体法規に依拠し、同様の解釈がなされることになると思われる<sup>37</sup>。なお、現行の保険法における各種保険契約の免責規定は、いずれも任意規定であるため、実体法の規定とは異なる約款を設けることは可能である。しかしだからといって、そのような約款に、証明責任の分配についての合意としての拘束力まで認めるのは行き過ぎであることは、既に述べたとおりである<sup>38</sup>。

### 3. 不正請求の防止と証明責任の分配

では、平成13年判決がその実質的根拠としてあげていた「不正請求の防止」は、証明責任の分配を決する要素となるであろうか。私見によれば、以下の2つの理由でこの立場に対しても反対である。第1に、不正請求の防止はおよそ保険契約一般に共通する要請であるはずだし、不正請求が特に多いとされる車両保険の場合でも、被保険者の故意等は保険者に証明責任が課せられていることと整合性がない。第2に、そもそも証明責任の分配を決する際にこのような要素を考慮すべきではない。確かに、法律要件分類説に従い、実体法の条文の形式および文言だけで証明責任を分配しようとする、条文相互間の抵触や不調和が生じたり、あるいは証明責任の負担の上で当事者間に不均衡・不公平が生じるおそれがあることは否めない。そこで現在の実務・通説は、条文の文言および形式のみに依拠するのではなく、形式的基準を手掛かりとしながらも、証明責任の負担の面での公平・妥当性の確保、法規・制度の目的などの立法趣旨等も考慮して、場合によっては法律要件分類説の結論を修正する必要性を認めている<sup>39</sup>。しかしこの場合に、不正請求の防止

37 土岐・前掲論文（注28）33頁以下も参照。

38 同じく、保険約款の規定を解釈して立証責任の分配を決める場合の問題点を指摘するものとして、神谷高保「保険事故の偶発性の立証責任（1）」民商140巻1号1頁（2009）、19頁以下参照。このような約款をして、消費者契約法10条に反して無効であるとする見解として、榊素寛〔判批〕民商132巻6号207頁（2005）、224頁ほか。また一般論として、事業者の証明責任を軽減し、または消費者の証明責任を加重する条項は、消費者契約法10条により無効となるとするのは、内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法〔新版〕』206頁以下（商事法務、2007）。



という極めて政策的要素を考慮するのは適切ではないと思われる。最高裁がこのように判断した背景には、証明責任を保険金請求者に負わせれば不正請求が減少するとの考えがあったのかもしれないが、それは短絡的に過ぎるのではないか。確かに、保険金請求事件として裁判になるような事案の場合は、保険会社がある程度調査をして事故の態様に疑義があると判断して保険金を支払わないという事情があるとしても、およそ保険金請求事件はすべからず不正請求であることが前提であるかのごとく議論するのは妥当ではない。すなわち、すべての契約が不正請求でないにもかかわらず、理論的にはすべての契約において故意によらない傷害であることが立証できなければ保険金請求が認められないとするのは、目的と手段のバランスを欠いており<sup>40</sup>、一部の不正請求者のために大多数の善良な請求者が不利益を被るという不都合な結果を招来しかねない<sup>41</sup>。保険契約は思いがけない事故に備えて締結されるものである、という点に保険制度の本質があるとするれば、保険金請求権の実現を必要以上に困難にするべきではない。保険契約とは、契約締結時にはその発生・不発生が未確定の事故による損害に備えて締結するものであり、事故が発生しそれによって損害が生じれば、一応債権は成立するものとして、保険会社は保険金の支払い（債務の履行）を予期しているものといえる。そうである以上は、何らかの理由で保険金が支払えない（債務が履行できない）というのであれば、その理由は保険会社側が立証すべきであるとするのが、保険契約の本質に即しているといえ

39 例えば、債務不履行の場合の債務者の帰責事由の証明責任は、法律要件分類説を修正して債務者に課せられている。すなわち、民法415条等の帰責事由は積極要件として規定されているから、条文の構造等を基準とする法律要件分類説によれば、損害賠償請求権や契約解除権の権利根拠事実として債権者が主張立証しなければならない。しかし判例・通説はこれを以下の理由から修正して、債務者に証明責任を課している。すなわち、債務者が債権成立のときから履行すべきことを予期しているものであるから、履行不能となった以上は、債務者が証明責任を負うのが信義則に合致すること、民法419条3項の反対解釈、債務不履行の客観的要件が具備されているときは帰責事由の存否が不明でも債務不履行を承認するのが契約は守られるべしの実体法の立法趣旨に合致するという理由である。賀集唱 [判批] 民事訴訟法判例百選〔第2版〕186頁以下（有斐閣、1982）、石田讓『証拠法の再構成』176頁（東大出版会、1980）ほか。

40 土岐・前掲論文（注28）41頁。

41 例えば、医療過誤訴訟において、医療過誤を失くすために医師や病院側に過失や因果関係がないことの証明責任を負わせるべきだという議論はないし、また適切な診療を確保するという観点から不当な医療過誤訴訟を排除することを目的として、患者側に証明責任を負わせるべきであるという議論もない。このことに鑑みれば、不正請求を排除するという目的のために、その手段として保険金請求者に証明責任を負わせるという議論には、医療過誤訴訟と保険金請求訴訟とは、当事者間の立証負担の差が異なることを考慮に入れても、違和感を感じざるを得ない。

るのではないか<sup>42</sup>。

以上検討してきたように、証明責任の分配の基準として不正請求の防止という政策的な要素を考慮すべきではなく、その帰結として、モラルリスクが特に高いことを理由に傷害保険を別異に扱うとすることも妥当ではない。したがって、傷害保険についても事故の偶然性については他の保険契約と同様に保険者側に証明責任を負担させるべきである<sup>43</sup>。もちろん、その場合は故意による事故招致を証明しなければならない保険者側の立証負担の軽減を考える必要があるが、それについては次で検討する<sup>44</sup>。

---

42 請求原因説をとる松本教授も、保険金請求者に初めてから偶然性の完全な証明が要求されるならば、保険金請求権の実現が著しく困難になり、保険契約は思いがけない事故に備えるために締結するという保険制度の本質に反するとしている。松本・前掲論文（注6）674頁。

43 中山幾次郎＝上田真史＝森脇志郎「保険金請求訴訟における事実認定及び訴訟運営上の諸問題—火災保険の保険金請求訴訟を中心に—」判タ1229号49頁（2007）、51頁は、平成13年判決を前提としたうえで、傷害保険事案について請求者側の立証の程度の緩和の手法についての議論を深め、各種保険金請求事案につき、請求者の救済を図る方向での実質的な統一を図るべきであるとする。また、山下友信「保険法現代化の意義」ジュリ1368号60頁（2008）、68頁は、現行保険法の下、損害保険についての一連の最高裁判例に鑑みると、平成13年判決は「非常に浮いた存在となりつつある」ものであり、判例変更という解釈を示唆する。神谷・前掲論文（注28）184頁以下も同旨。

44 ちなみに、ドイツ保険契約法においては、被保険者の故意によって事故が招致されたことの証明責任については、明文の規定が設けられている。2008年1月1日施行のドイツ保険契約法178条2項は、「被保険者が、急激に外来から被保険者の身体に作用した事故により、非自発的に健康障害を被ったときに、障害が発生する。非自発性は、その反対事実の証明がなされるまで推定される」旨規定している。ドイツにおいても非自発性は条文で定義づけられた事故の概念の構成要素であり、それゆえ保険者の給付義務の要件となっているが、非自発性は反対事実が証明されるまでは推定されると規定することで、非自発性の証明責任は保険契約者ではなく、保険者が負うことが明文化されているのである。すなわち、ドイツ保険契約法178条第2項第2文は、保険者が、自己の給付義務がないことの要件として、健康障害が保険契約者によって自発的に、したがって故意に引き起こされたものであることを証明しなければならないことを規定しているのである。なお、本条文の日本語訳について、「その反証がなされるまで」とするものもあるが（新井修司＝金岡京子共訳『ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）』（日本損害保険協会・生命保険協会、2008）63頁参照）、反対事実の証明と反証とは証明度が異なることに留意する必要がある。反証とは裁判所の心証を真偽不明の状態に持ち込むという、証明責任を負っていない者の立証活動であるが、ドイツ法は178条第2項によって非自発性＝偶然性の証明責任を保険者側に転換しているから、正しくはこれは反証ではなく本証である。ドイツ保険契約法178条の解釈については、Ruffer＝Halbach＝Schimikowski, *Versicherungsvertragsgesetz*, 2008, 178 Rdnr. 12 & 19.

#### 4. 保険者側の立証負担の軽減 — 保険金請求者の主張・立証すべき事実

既に述べたとおり、事故の偶然性については、事故が被保険者の故意等によって招致されたことを保険者側が立証しなければならないとして、保険金請求者は請求原因事実として何を主張し、立証すべきなのか。事故の偶然性について保険金請求者が証明責任を負うとした場合には、その証明軽減の必要性が議論されるのと同様に<sup>45</sup>、事故の偶然性（事故が被保険者の意思に基づかないこと）が消極的事実であるため立証が困難であることから、保険者の立証負担の軽減も具体的に考える必要があるはずである。最高裁はこの点について、車両保険の盗難事案において、盗難事故（＝占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転）の発生という事実のうち、「自己の意に反して」という主観的要素については保険者において免責事由として主張立証すべきであるが、「占有の喪失＝第三者が車両をその所在場所から持ち去ったこと」という客観的要素＝外形的事実については保険金請求者が主張立証すべきであるとした（上記最判平成19年4月17日）。さらに、外形的事実については、「被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実を、合理的な疑いをを超える程度にまで立証しなければならないとした（上記最判平成19年4月23日）。これらの判決は、被保険者の故意については保険者に証明責任を負担させる一方で、盗難の外形的事実という証明困難な事実について保険金請求者に証明責任を負担させ、さらにその証明度を軽減しないこと（合理的な疑いをを超える程度の証明度を要求すること）を明確にすることで、当事者間の公平をはかったものと評価できる。

このように、証明を要するとされる事実について、その主張・立証過程を細かく分けることで、一方の立証の負担を軽減し、両当事者間で立証責任を公平に配分するという手法は、従来の民事訴訟の他の紛争類型においても、その妥当性が主張されていたところである。例えば、安全配慮義務違反の事実に関する主張・立証責任については、最高裁は、国の国家公務員に対する安全配慮義務違反を理由として国に対し損害賠償を請求する訴訟においては、原告が、右義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任を負うとした（最判昭和56年2月16日民集35巻1号56頁）。これによれば、債務不履行の場合の帰責事由の立証責

45 中山＝上田＝森脇・前掲論文（注43）51頁、松本・前掲論文（注6）673頁以下等。

任は使用者側が追うことになり、それ自体は学説においても支持されているところである。しかし問題は、安全配慮義務違反の責任を基礎付ける事情のうち、いかなる範囲の事実を債務不履行である義務違反を構成する事実として労働者側が主張・立証すべきか、そしていかなる事実は帰責事由に関する事実として、使用者側の主張・立証責任に属することになるのかを明らかにすることであり、この点について最高裁が何も述べていないことから、学説において議論されているところである<sup>46</sup>。基本的な立場としては、安全配慮義務を認める法の趣旨によって定められるべきその実体的内容ないし性質、および労働者と使用者側との立証の負担の公平の観点から決定されるべきであるとされている<sup>47</sup>。この場合、義務違反の主張・立証責任を厳格に解すると、義務者（使用者）の帰責事由を主張・立証することを被害者である労働者側に要求するに等しく、当事者間に情報・資料収集能力の格差が存する事案（上記の最高裁判決の事案は、航空自衛隊所属のヘリコプター事故で死亡した隊員の遺族が原告となって国を相手に損害賠償を請求した事案）で、原告側に安全配慮義務の内容を特定し、その義務違反の具体的事実の主張・立証を要求することは、原告にかなり酷であるとして、最高裁の判旨を批判する立場もある<sup>48</sup>。また、医療過誤訴訟や公害訴訟においても、過失や因果関係について、立証負担の軽減をめぐって様々な議論が展開されているところであるが、一般の不法行為事件の場合には、民法709条のみに依拠して要件事実論が展開されているため、文言が抽象的すぎて、事実認定の目標として不十分であるとされている<sup>49</sup>。このことから、過失に関する事実を当事者にどの程度主張させるべきかが、立証負担の軽減との関係で議論されてきたのである。具体的には、医療過誤訴訟において、医師の治療行為に過失があったことは患者側に立証責任があるとしても、過失を根拠づける具体的な事

46 松本博之「安全配慮義務違反に関する証明責任の分配」中野貞一郎ほか編『民事手続法学の革新：三ヶ月章先生古稀祝賀＜中巻＞』371頁（有斐閣、1991）、380頁以下、小林秀之〔判批〕民訴法判例百選Ⅱ279頁（有斐閣、1998）他。

47 竹下守夫〔判批〕民商86巻4号81頁（1982）、92頁以下参照。

48 松本・前掲論文（注46）380頁。小林・前掲判批（注46）279頁は、被害者側が、安全配慮義務の前提となる法律関係と被害者に傷害を負わせた事故の存在を主張・立証したなら、使用者側が具体的に安全配慮義務を尽くしたことの主張・立証責任を負うとする。ただこの立場に対しては、事故の存在が証明されただけで他の事情は存否不明である場合に、使用者に損害賠償を命じてよいとすると、安全配慮義務違反を損害賠償請求権の発生要件とする法の趣旨に合致しないとの批判がされている。竹下・前掲判批（注47）95頁。

49 納谷廣美『演習民事訴訟法』（創成社、2005）91頁。保険金請求事件は契約型訴訟といえるが、保険事故の発生という要件事実が、それだけで独自に明確な攻撃防御の目標になりうるかどうかは疑わしいことから、むしろ不法行為事件に近い訴訟類型といえるのではないかと

実については、ある程度被告である医師側に主張させるべきであるとの見解もある<sup>50</sup>。いずれも定説となるには至っていないものの、証明が困難な事実について、一方当事者にのみ立証の負担を課すのではなく、主張・立証過程を細分化することにより証明責任の公平な分配を試みるという点に、複雑化する現代の民事訴訟において、裁判の適正や迅速、当事者間の公平という民事訴訟の理念をできる限り追及しようとする姿勢が垣間見えるのである。

保険請求訴訟においても、保険事故の発生という抽象的な要件事実を、より具体的な事実に細分化し、保険金請求者が外形的・類型的に偶然的事故であることを主張・立証し、これに対して保険者が故意による事故であることを主張・立証するとすることは、この民事訴訟の理念にも合致すると思われる。そしてこの考え方は、事故の偶然性を保険金請求者に課するという立場が主張していた、保険金請求者側の立証責任の負担の軽減の考え方と、結論においてさほど異なるところがないようにも思われる。すなわち、この立場にたっても、証明度の違いはあるとはいえ、一応の推定という理論を介して、保険者側にも故意による事故招致についての証明が課せられているからである<sup>51</sup>。最高裁が盗難事案において示した理論は、それ以外の保険契約においても採用されるべきであり、今後は、個々の事案において、保険事故の概念をどの程度具体的な事実としてとらえ、当事者間の公平という観点から証明責任の分配を考えるかを、さらに検討する必要があると思われる。

なお、傷害保険契約において、本稿で検討している「偶然性」と並んで、保険事故の一要素とされている「外来性」の意義及びその立証責任についても、最高裁は

50 過失概念そのものが不特定概念であるから、過失を事実問題ではなく、法規・経験則と同様な法律問題として把握し、過失の証明については当事者には証拠提出責任（主観的証明責任）があるにとどまり、客観的証明責任の問題は生じないとすることで、裁判所が当事者の主張立証活動に制限されずに裁判しうる余地を認める手続法理の必要性を説くものとして、納谷・前掲書（注49）93頁参照。

51 藤田哲「車両保険金請求事件の立証責任と立証方法」法政論集（名大）227号73頁以下（2008）、107頁注（8）も同旨。松本博之＝上野泰男『民事訴訟法【第6版】】416頁（弘文堂、2010）は、「一般に人は自ら自分を傷つけるものではないという人の自己保存本能に基づく経験則が存在し、これは事故の偶然性についても適用される。それゆえ、保険金請求者が外形上事故を想起させる傷害を明らかにする事実を証明すれば、差し当たり偶然性の証明として一応十分であり、保険者が事故の偶然性を争うためには故意による傷害事故であることについてのまともな疑念を理由づける事実を主張＝証明しなければならない」とする。松本・前掲論文（注6）673頁以下も参照。また、竹濱・前掲判批（注8）109頁は、保険金請求者が外形的・類型的に偶然的事故であることを証明するのは、実際には保険事故発生の説明義務として履行される内容とほぼ同じであるとする。滝澤・前掲判批（注17）8頁も参照。



平成19年に相次いで判断を示している。最高裁平成19年7月6日判決（民集61巻5号1955頁）では、災害補償共済規約が、「被共済者が急激かつ偶然の外來の事故で身体に障害を受けたこと」を補償費の支払事由と定め、これとは別に「被共済者の疾病によって生じた傷害については補償費を支払わない」との規定を置いている場合、補償費の支払を請求する者は、被共済者の身体の外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、上記傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものではないことを主張、立証すべき責任を負わないとした。その後下された最高裁平成19年10月19日判決（判時1990号144頁）においても、同様の判断が示された（本事案においては、保険約款に疾病免責条項はなかったが、最高裁は、疾病によって生じた事故も外來の事故に含まれると判示した）。最高裁は、規約の文言や構造に照らして、外來性の意義に疾病の影響を含めず、保険金請求者は疾病の影響の不存在を立証すべき責任を負わない（疾病の影響の問題を抗弁と位置づけ、保険者にその立証責任を負わせる）とした。この考え方は、外來性の定義を分析することによって立証の負担を当事者間に公平に分配するものであり、偶然性の立証責任について展開されてきた一連の最高裁判決の流れに従うものと評価できる<sup>52</sup>。

52 最高裁のこの判断をして、一般的な契約者の理解の観点からの簡明かつ素直な解釈に一致すると指摘するものとして、中村心 [本件調査官解説] 曹時62巻3号805頁（2008）、816頁、竹濱修 [本件判評] リマックス37号108頁（2008）、111頁。白井正和 [本件判評] 法協125巻11号2622頁（2008）、2632頁等も参照。疾病起因性は保険金請求者によるコントロールが困難な事情であるのに対して、保険者側は疾病の影響に関するデータを収集することで、免責されるべき事例を適切に絞り込み、あらかじめそれらを約款の免責条項に盛り込んだり保険料を引き上げることで事前に対処することが可能であると指摘するものとして、榊素寛 [本件判評] 判例評論604号（判時2036号）12頁（2008）、19頁参照。また、これら二つの最高裁判決と傷害保険契約における「偶然性」の立証責任について判示した平成13年最判との整合性については、以下のような説明がなされている。すなわち、偶然性要件については、偶然の事故と故意や自殺行為によって生じた傷害とは両立しない関係にあるため、偶然性要件を充たした場合には故意免責条項を重ねて判断する必要はなく、同条項は確認的注意の規定と解され、偶然性＝故意でないことは請求原因事実として保険金請求者に立証責任が課せられる（故意であることは請求原因の積極否認と位置づけられる）。これに対して、外來性要件については、外來性要件を充たすことと、疾病免責条項に該当することは両立する余地があり、後者については保険者が立証責任を負う抗弁とされる。このように外來性要件と偶然性要件ではその構造が違うことが最高裁の判断枠組みの相違に理由であり、両者は矛盾するものでも、また判例変更でもない（中村・前掲解説、818頁、同・ジュリスト1351号109頁（2008）参照）。しかし、傷害の3要素の1つである外來性要件について、このような判決がだされたことによって、平成13年判決の理論の不当性がより際だってみえるのであり、やはり偶然性の要件についても、平成16年以降に示された損害保険についての一連の判例や外來性要件についての最高裁判例に則して考えるべきであろう。



#### Ⅳ 結びにかえて 保険金請求訴訟における審理のあり方

以上最高裁の判例を中心に、保険金請求訴訟における偶然性の証明責任について検討してきたが、保険金請求事件は通常の訴訟と比べて以下のような特徴があると思われる。すなわち、通常立証負担の軽減が必要とされる訴訟類型においては、証明責任を負担する側の当事者の相手方に証拠が集中する、いわゆる証拠の偏在の結果として、相手方に証明責任を一部負担させる、あるいは何らかの協力義務（主張責任や事案解明義務、証拠提出義務等）を課すことにより、証明負担の軽減を図ることが企図される。この場合、証明責任を負わない相手方は、このような負担や義務を課されても、証拠が自らの手中にあるために、それほど負担とはならないといえる。これに対して保険金請求事件においては、事故の偶然性や盗難の事実など、当事者のいずれに証明責任を課しても、依然として証明が困難である。確かに保険会社は調査能力や間接事実の積み上げのノウハウなどを有しており、保険金請求者に比べて証拠収集能力の点で優位な地位にあるといえる。しかし他方で、事故自体は保険金請求者（被保険者）の支配領域で生じたものであり、詳しい事情はなかなかわからないというのも実情であろう。そうであるからといって、真偽不明であるとして証明責任の分配に従い裁判をすることは極力回避するべきであり、(客観的)証明責任を用いずに審理を尽くすことこそが、不正請求の防止につながるのではないかと考える。そのためには、証明責任の所在にかかわらず、関連する証拠(訴訟資料)はできるだけ提出されるべきであり、立証負担の公平な分配とともに、早い段階での争点の明確化等による審理の充実化・迅速化という要請をも考慮しながら、保険金請求事件における審理のあり方を考えていくべきである<sup>53</sup>。

この点、保険会社は、保険金支払を求めて訴えが提起される前に、既に不正請求を疑いある程度の調査を済ませていることが予想される。そうすると、保険会社側がこれらの情報を訴訟の早い段階で積極的に提供することは、充実した審理という意味で重要であり、事故の偶然性についての証明責任が保険会社側に課されていれば、それらの証拠が速やかに提出されることも期待できる<sup>54</sup>。一方で、保険金請求

53 藤田・前掲論文（注51）73頁以下は、保険事故の類型ごとに請求原因事実と抗弁事実を具体的に分析し、当事者の主張・立証すべきテーマを具体的に特定すれば、これらの要証事実の存在を推認させる数多くの間接事実の中から裁判官が経験則により合理的に事実認定していくことによって、適正な審理が可能となつとする。

54 中山＝上田＝森脇・前掲論文（注43）55頁以下参照。

者の側でも、事故の偶然性について証明責任を負っていないとしても、事故の偶然性についての外形的事実については主張・立証責任を負っているのであるから、事故の態様等をできるだけ詳しく請求原因事実の中で主張する必要がある。保険金請求訴訟においては、両当事者の側にそれぞれある証拠をできるだけ審理の場に提出し、それに基づいて丁寧に事実認定をしていくことこそが重要であり、証明責任の分配を考える際にも、立証の対象となる要件事実を具体的な事案にあわせて細分化することにより、当事者間の公平が図られ、適正な事実認定による事件の解決が可能になると思われる。確かに、自由心証主義の下では、経験則に基づいて事実上の推定を重ねていくという作業を繰り返すことには、事実認定を不透明にしてしまうおそれが常にある。それゆえに、具体的な事案ごとに重要な間接事実が何か、それを支える証拠は何か、そして具体的な立証活動は当事者間でどのようなになされるべきか等を、争点整理手続において明らかにすることが適正な事実認定、ひいては充実した審理を尽くすためには不可欠であり、そうすることで平成13年判決が重視した、不正請求の防止、保険制度の健全性の確保、そして誠実な保険加入者の利益の保護が可能になると思われる<sup>55</sup>。そして保険金請求訴訟におけるそのような試みは、証明が困難であったり、証拠が偏在している他の民事訴訟類型にも少なからず影響を与えるであろう。

〔本論文は、平成21年度かんぽ財団調査研究助成金の成果（平成21年6月脱稿）に若干の加筆修正を行ったものである。〕

（人文社会科学研究所准教授）

---

55 早くからこの問題に関心を持ち、不当請求の認定にとって何が重要な間接事実かを明らかにする重要性を説くものとして、加藤新太郎「交通事故賠償・保険金の不当請求」判タ619号2頁以下（1986）参照。